

# 小型車両系建設機械特別教育修了証明書

当社は、下記の者に対し、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第9号に基づく、機体重量3トン未満の小型車両系建設機械の特別教育を下記の通り実施したことを証します。

受講者名	印	生年月日	年	月	日	生
特別教育・実施日	年	月	日	～	月	日(日間)
特別教育・実施場所						
講師名 1.	担当科目					
講師名 2.	担当科目					

特別教育の内容		<参考>		法定時間	
1.	走行装置の構造・取り扱い	時間		3時間	
2.	作業装置の構造・取り扱い	時間		2時間	
3.	運転に必要な一般事項	時間		1時間	
4.	関係法令	時間		1時間	
5.	建設機械の走行操作	時間		4時間	
6.	建設機械の作業装置の操作	時間		2時間	
合計		時間		13時間	
				(2日間)	

事 業 者 住 所

事 業 者 名

代 表 者 名

印

年 月 日

※特別教育を実施した講師の保有する資格証「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証」の表面・裏面のコピーを添付して下さい。